



I-OWA マンスリー・セミナー講演より 信託スキームの使い方

講演： 成蹊大学経済学部
非常勤講師 永井 勝巳氏
レポーター： 赤堀 薫里

世の中には信託というビジネスがあります。昨今では、個人の間でも使う動きが広がってきている信託について、マイケルジャクソンの遺言で解説します。数年前に 50 歳で亡くなったマイケルジャクソンは、遺言を作成していました。日本では、50 歳で遺言を作っている人は少ない。しかし海外では、60 歳でリタイアしてすぐに遺言書を作る習慣があるようです。

彼の財産は 300～500 億とされていますが、遺言書により、その全財産をマイケルジャクソン・ファミリートラスト、日本でいう家族信託という器に入れました。受託者が管理するという信託制度を使い、マイケルジャクソンは、亡くなった後、自分の財産を遺言で移管しました。ファミリートラストを管理しているのは、多分、弁護士集団でしょう。運用したり、不動産の税金を払ったりという管理を全部しています。



マイケルの遺言は全財産をトラストからお母さんへ 40%、3 人の子ども達に合計 40%、福祉事業に 20%に分けました。その中で、「まだ幼い子ども達が 30 歳になるまで財産を渡さないように」と書かれた遺言は、専門家から見ても、素晴らしい内容といえるでしょう。コントロールがきけば、お母さんも子ども達も喜ぶし、慈善事業に何十億もの資金が回っていくわけですから非常にいいですね。この仕組みは家族信託と言われています。

財産を拠出したマイケルジャクソンが委託者、そのファンドを管理している弁護士集団を受託者、利益を受け取るお母さんや子ども達を受益者といいます。つまり、財産管理、処分する仕組みとい



長期投資仲間通信「インベストラيف」

うことになります。委託者がいて委託をします。そして受託者が受託した資産を管理し、第3者もしくは本人である受益者へボタンタッチするという「三すくみ」が信託の特徴です。

大正時代にできた信託法が10年位に前に改正され少し使いやすくなりました。信託業法では例えば、信託銀行が信託を使ってビジネスをする時に、財産を信託銀行に預けるのですが、信託銀行が悪さないように規制するような法律が作られています。このような法律に守られて信託が機能しています。信託とは、契約・遺言・信託宣言のいずれかにより、特定の者が一定の目的に従い財産の管理または、処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすることをいいます。

例えば、おじいちゃんが、お孫さんに自分の財産をあげようと思っている時に、信託銀行に、いったん財産を移転して管理運用し、増やしてもらってから10年後に孫に渡すなどということができる制度です。受託者がいい加減な管理をして、受益者に渡す前に資産が無くなったり、毀損したりしないように法律も決められています。

委託者であるおじいちゃんが活着ている間であれば、お金を1億円預け、「10年後にお孫ちゃんに1億円渡す」、という契約をします。マイケルジャクソンのように「おじいちゃんが死んだら財産をお孫ちゃんに渡してください」という、遺言で信託を設定することも出来ます。おじいちゃんが持っていた1億円は信託銀行に渡します。特徴としては、財産権を信託銀行に移転します。銀行の定期預金との違いは、銀行に預けるのではなく信託する。つまり名義が変わるのです。

例えば、おじいちゃんが持っている自宅の隣の駐車場100坪の土地を10年間運用した後に、お孫さんに渡してくださいと信託銀行に信託した場合、100坪の土地の名義は、受託者である信託銀行になります。単に預けるとか代理をしてもらうということと信託は異なります。委託者が10年後に自分に返してくださいということであれば、受益者と委託者が同じですから、受託者は預かったお金を委託者に返すわけです。つまり、お金のやり取りであれば定期預金と変わりません。ただ、違う人に渡すことができる制度であるということになります。

この後、講演では、投資信託の仕組みと信託の持つ機能の解説や、信託銀行の歴史について、また様々な信託商品の説明とそこから、教育資金贈与信託や特定寄付信託、遺言信託の仕組みについての解説、最後にビジネスで使うのではない民事信託(家族信託)の活用方法について説明くださいました。